

平成19年度農林水産省消費・安全局補助
ユビキタス食の安全・安心システム開発事業

事業者間組織によるトレーサビリティシステム基本構想書作成プロジェクト

小川原湖産大和しじみトレーサビリティシステム 基本構想書



平成20年3月

小川原湖漁業協同組合

平成19年度（社）食品需給研究センター委託事業

平成19年度農林水産省補助「ユビキタス食の安全・安心システム開発事業」

事業者間組織によるトレーサビリティシステム基本構想書作成プロジェクト

この冊子について

この冊子は、平成 19 年度に社団法人 食品需給研究センターが募集した「事業者間組織によるトレーサビリティシステム基本構想書作成プロジェクト」に採択され実施した成果を取りまとめたものです。

青森県小川原湖の特産品である「大和しじみ」について生産・流通の各段階における合意形成を基にまとめた成果品であります。

平成 19 年 12 月にハード機器を導入し、生産情報の公開を開始しました。この生産情報の公開を機会として買受人や卸売・小売業の事業者の皆様にご協力いただき、流通段階での追跡調査等を行い、現状を把握しました。それを踏まえ、しじみのトレーサビリティについて委員会で検討した成果である「基本構想書」や「手順説明書」をまとめ、冊子といたしました。他品目・他産地において参考になれば幸いです。

又、ヒアリング・現地調査の際お訪ねした各流通業者の皆様、ハード機器導入にあたり青森県農林水産部食の安全・安心推進課、上北地域県民局地域農林水産部の皆様、本事業の委託元ともなる(社)食品需給研究センターの연구원の方々、大変お世話になりました。厚く御礼申し上げます。

平成 20 年 3 月

小川原湖漁業協同組合役職員一同

トレーサビリティシステム基本構想書について

食品トレーサビリティシステムは、事業者が食品の取扱いの記録を残すことにより、食品の移動を把握できるようにする仕組みです。食品事故が発生した場合に問題の食品やその流通経路を絞り込むため、また消費者が表示を信頼して購入できるようにするために役立ちます。生産、加工および流通の各段階からなるフードチェーンのうち、より広い範囲でトレーサビリティを確保することが期待されます。

フードチェーンを構成する複数の事業者を通して食品のトレーサビリティを確保するには、事業者間の整合性を確保することが必要です。その方法について、「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」（平成19年3月改訂。35ページ「6-1 事業者間の連携と調整、整合性の確保」）には、「複数の事業者が組織を形成して、フードチェーンを通じたトレーサビリティシステム導入を目指すのが最良である」と記されています。

具体的には、複数の事業者からなる組織が、社会的な課題や消費者のニーズ、ものの流れなどの現状を十分に把握した上で、トレーサビリティ確保までの進め方や、識別・記録・情報伝達の方法など共通のルールについて協議し、決定していくことが望まれます。その合意の結果をまとめた文書が「トレーサビリティシステム基本構想書」です。

しかし、事業者間で協議して基本構想書を作成しトレーサビリティに取り組んだ事例は、あまり公開されていません。そのため新たに基本構想書を作成しようとする関係者にとって、モデルとなるような先行事例が乏しいのが現状です。

そこで、食品需給研究センターは、基本構想書の事例を増やすことを目的として、農林水産省補助事業（平成19年度消費・安全局補助「ユビキタス食の安全・安心システム開発事業 システム開発検討」）の一環として、基本構想書作成に取り組む組織を公募し、採択し、支援しました。その組織の一つが、小川原湖漁業協同組合です。

この基本構想書を検討した、小川原湖産大和しじみトレーサビリティ検討委員会をはじめ、小川原湖漁協の皆様、しじみ買受人の事業者の皆様、その他関係者の皆様のご尽力に敬意を表します。この基本構想書にそって、小川原湖産しじみのトレーサビリティが大きく発展し、産地表示の信頼確保や問題発生時の対応に役立つことを心から期待します。また、この基本構想書が、さまざまな食品を扱う事業者の皆様による、トレーサビリティの検討の参考になれば幸いです。

平成20年3月

社団法人 食品需給研究センター

**小川原湖産大和しじみトレーサビリティシステム検討委員会
委員名簿**

役職	氏名	摘要	備考
委員長	濱田 正隆	組合長	
委員	濱田 浩明	筆頭理事	事業委員会
委員	鶴ヶ崎 勝昭	総務委員長理事	総務委員会
委員	織笠 清治	事業委員長理事	事業委員会
委員	下舌 稔	環境対策委員長理事	事業委員会
委員	沼邊 武志	理事	総務委員会
委員	沼山 武美	理事	総務委員会
委員	沼尾 次男	理事	総務委員会
委員	濱田 正志	理事	事業委員会
委員	沼口 馨	代表監事	
委員	沼辺 良一	監事	
委員	川端 利光	監事	
委員	鶴ヶ崎 房義		
委員	福井 修治	(株)福島商店	
委員	鶴居 正雄	鶴居水産	
委員	大北 正	(有)進藤水産	
委員	高橋 芳満	(株)紅貴庵	
委員	木村 大丈	(株)おがわら湖	
委員	沼村 政志	蜆生産部会長	
事務局	鶴ヶ崎 昭彦	職員	
事務局	沼田 広樹	職員	
オブザーバー	酒井 純	(社)食品需給研究センター	
外部委託	大木戸 正男	(有)ページワン	

委員会の開催経過

- 第1回 平成19年 9月13日
- 第2回 平成19年 12月18日
- 第3回 平成20年 2月13日

小川原湖産大和しじみトレーサビリティシステム

基本構想書

目次

1. 構想立案に至る背景	1
2. 本システムの目的	3
3. 期待される効果	4
4. システムの対象範囲	5
5. ものと情報の流れ	6
6. 識別・対応付けと記録のルール	9
7. データベースの利用	13
8. システムの検証方法	14
9. 費用と効果の見通し	15
10. システムの実施と見直し	17

1 構想立案に至る背景

しじみは「滋養強壮・肝機能増進」等、昔より日本人に馴染みの食品である。また、小川原湖は古くより「宝湖（沼）」とも呼ばれしじみはもとより豊富な魚類に恵まれていた。その中でも、しじみの生産量は豊富で国内第2位の位置を確保していた。

一方、さまざまな食における偽装表示事件の報道が毎日のようにマスコミで報道される昨今において、消費者の食に対する信頼が揺らいでいる。生産・流通の履歴が明確にできる食品の提供は、生産と流通の両面を兼ね備える漁協や買受人の使命である。

「大和しじみトレーサビリティシステム」の構想立案の背景は、以下の様に整理できる。

(1) 流通段階における外国産しじみとの混入や偽装の問題

しじみは、国産品と輸入品との価格差が大きく、現実問題として市場流通段階において「浜値より安い」小川原湖産・青森県産と表示されたものの流通が確認されていた。特に、小川原湖産のしじみは粒の大きさから外国産の混入や偽装の対象となりやすく、偽装表示され販売されていた疑いが強い。

平成16年当時は、外国産（朝鮮半島産・台湾産など）との混合による出荷が散見されていた。現在は改善されていると考えられるが、平成19年に国内他産地において外国産の偽装が明らかになっている。このようなことから、小売業者や消費者の信頼を得るために、表示の正しさを検証可能にする必要がある。

(2) 流通段階における県内他産地と分別されない問題

同規模の産地を県内に抱えている為、法的な規制からは認められているが小川原湖産しじみが「青森県産」としての販売される場合がある。実際に小売店では、「青森県産」としての販売が多く見受けられ「小川原湖産」との表示は、少ないのが現状である（時として他の産地名は表示されている）。「小川原湖産ブランド化」へ向けた障害となっている。

生産者（漁協）としては、「小川原湖産ブランド化」を目指してきた。それを実現するには、「小川原湖産」の品質を維持・向上し宣伝を行うだけでなく、買受人など流通段階において県内他産地のしじみと分別し「小川原湖産」表示をするよう促すことが必要である。

(3) 販売した後の責任を明確化する必要性

小川原湖では、生産者と買受人の「相対方式」による商形態が公設市場開設（平成5年）まで長く続いていた。

その経緯もあり、自分が販売した後の責任については、重要視されていたとは言えない。また、いつ・どこで・だれがといった基本的な情報が要求される今日においても、売り手・買い手とも記録・伝達したがる傾向にある。そのために、選別不良・

異物混入などの問題が発生したときに、原因を特定できず、責任が曖昧になり、改善されない場合がある。

生産者と漁協は製品の出自を証明するとともに、問題が発生したときに原因を究明し、改善や説明をする責任がある。また流通業者は、漁協とともに明朗公正な価格形成や決済を提供するだけでなく、製品に関する情報を、消費者などの買い手に正しく伝えることが求められている。

(4) 表示制度の改正への対応

相次ぐ表示の偽装を受け、JAS法にもとづく生鮮食品品質表示基準等の基準が平成20年に改正される見通しである。それによれば、小売する商品だけでなく、業者間で取引されるものにも、品名・産地名を表示することが必要になる見込みである（伝票等に表示して伝達してもよい）。また、各段階の事業者が、産地等の表示の根拠となる書類を保管するよう努めることが必要となる見込みである。

2 本システムの目的

「小川原湖産大和しじみトレーサビリティシステム」導入の目的は、以下の3点が主目的である。

(1) 産地表示に対する信頼性の確保

漁協・買受人がそれぞれしじみの移動についての記録を保管することにより、表示の正しさを検証できるようにする。これにより、生産者や参加業者においては顧客や消費者から信頼を受けることが期待される。

(2) 「小川原湖産ブランド化」の支援

県内他産地と分別して取扱い「小川原湖産」表示を促すこととともに、生産者名等の情報を消費者に提供することにより、「小川原湖産ブランド化」を支援する。

(3) 責任の明確化

選別不良・異物混入・農薬残留などの問題が発生した場合の責任を明確にしやすくする。

3 期待される効果

生産者・参加業者においては以下の効果が期待される。

(1) 全体としての効果：表示に対する信頼性の向上

消費者や小売業者が、産地表示に対し、これまで以上に信頼をおくことができる。産地表示が信頼できることは、公正な取引や自由な商品選択を保證する為の必須条件である。

(2) 各事業者に期待される効果

各業者にとっては、上記のことが最大の効果であるが、その他の効果について以下のことが挙げられる。

①生産者

- ・ 価格維持（偽装表示の防止、なりすましの防止による）。
- ・ 生産者名が公表されることにより、各人が評価を受けやすくなり、出荷品への作業管理のモチベーションが向上する。

②漁協市場

- ・ 価格維持（偽装表示の防止、なりすましの防止による）。
- ・ 原料に関する問合せ対応が容易になる。
- ・ クレーム発生時の説明責任を果たしやすくなる。また責任の所在を絞り込み易くなる。

③買受人

- ・ 産地表示への信頼性を確保することにより価格の維持が可能となる。
- ・ 他産地や他社との差別化がなされる（取り組み姿勢をアピールできる）。
- ・ 商品の問合せに関する対応の迅速化がなされる。
- ・ クレームを受けた時に、原因を絞りこむことにより説明責任を果たしやすくなる。
- ・ システムへ参加をすることによる経費節減（問合せに対する調査時間の削減。既存の販促シールと QR コードシールを統合した場合のシールの削減）。

4 システムの対象範囲

(1) 参加する事業者

このシステムに参加する事業者は以下の通りである。各段階における参加者が、多いことが望まれるが強制はしない。但し、初期段階において参加しない業者でもその後の加入は認める。

区分	参加事業者と事業数	備考
①生産者	しじみ操業経営体 268 経営体 (平成 19 年度漁獲制限数 1 経営体 35 k g / 日)	漁協規約により全量漁協出荷
②漁協市場	・小川原湖漁協 1 者	入札執行後全量が買受人より出荷される
③買受人	・しじみ買受人 23 社中 4 社参加 (平成 19 年 12 月末現在)	

注) 小川原湖しじみ流通規則により、生産者は全量を組合に出荷することが定められている。また、組合は入札執行の権限を有するが買受人以外への販売権はない。

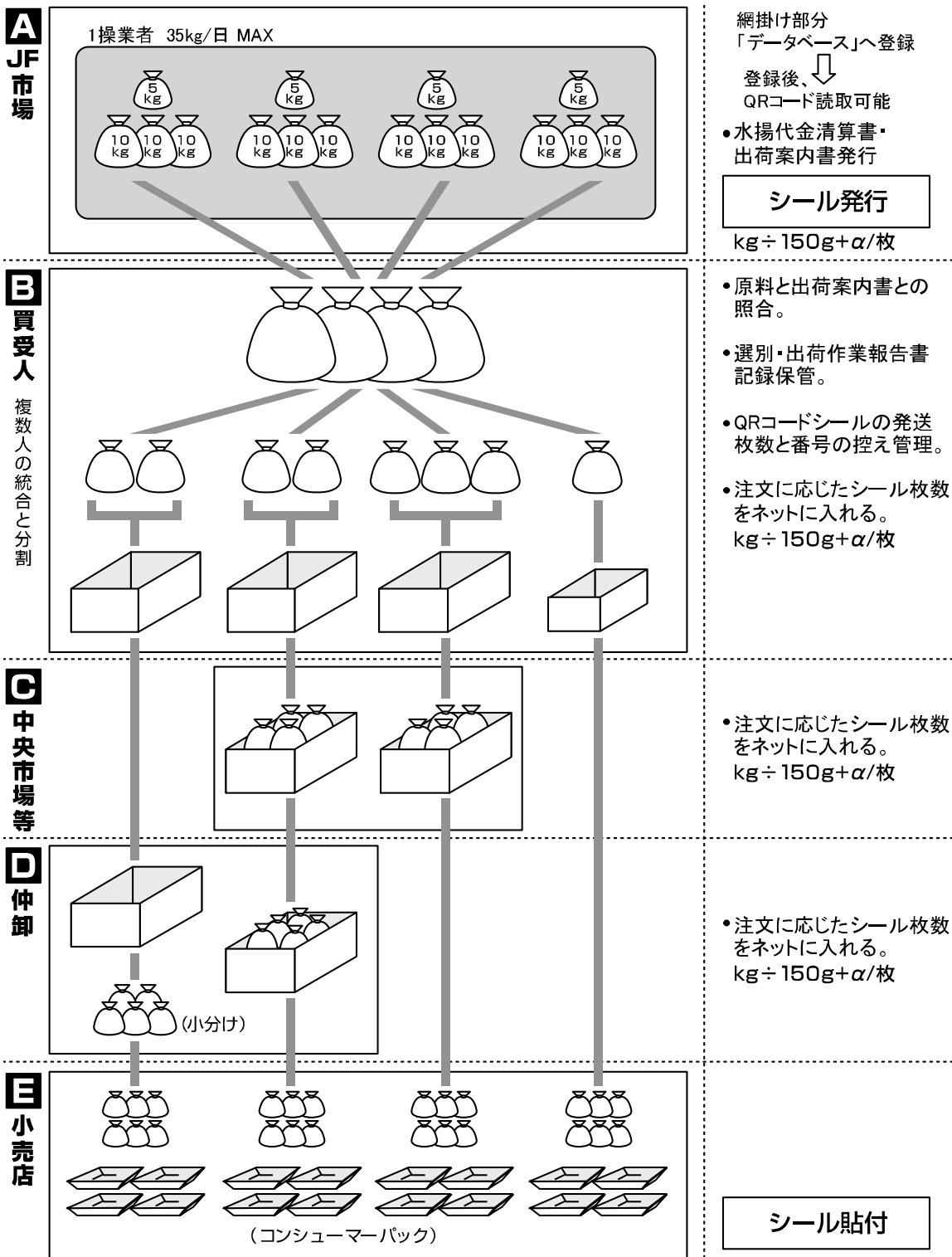
(2) 各段階においてシステムの対象となるしじみ

生産段階においては、小川原湖漁協の生産者 268 経営体 (平成 20 年 3 月末現在) のすべてのしじみが対象である (平成 18 年度水揚げ高約 1,600 トン)。全量が漁協に上場される為全てがデータベースに登録されることとなる。漁協が受け入れて買受人に販売するまでは、すべてのしじみがシステムの対象である。

システムに参加する買受人が受け入れたしじみの内、加工用 (エキス原料、佃煮など) とするものは、システムの対象から外す。県内に同規模の産地を有しており、その産地のしじみと統合される場合が多く、分別管理をすることには無理が生じる為である。

5 ものとの情報の流れ

(1) ものとの情報の流れ



注) $kg \div 150g + \alpha$ とは、漁協が買受人より QR シール発行の依頼を受けた時、発行の目安とする数値。150g 前後が小売店において最も広く販売されている。また α は、150g 以下の販売に向けたもの。例) $5kg \div 150g \div 35 枚 \Rightarrow 40 枚$ 発行。

(1) A段階：

・生産者と漁協

生産者の出荷数については、1日あたりの最大漁獲高がさだめられており、35kg/日（平成20年2月現在）である。下図（実寸55w75h）の耐水性用紙に、番号（生産者登録番号）・組合格（L, 2L, 3L）・入り数（最大10kg）を手書きにて書き込みしじみと共に上場する。

この時の荷姿は、ネット（玉葱袋）でありサイズ毎にネットで分けるが、入数の最大は10kgと決められている。端数（1～9kg）も1ネットにて出荷する。

この用紙は、上場日に市場において、生産者・漁協・買受人の間で生産者・規格・重量を確認する為に使用してきた。日付・漁協名等の記載が無い為、販売先に対する産地証明には使用できない。

番号	
規格	
キロ数	kg

図1（生産者番号札）

漁協は生産者各人に対し市場受託品受入票（手書き）を当日、水揚代金精算書（システムより発行）を翌日、各人のレターケースに投函する。10日毎に精算一覧表を発行する。

水揚代金精算書

組員コード	組 合 員 名		
水揚年月日	入荷番号	データ No.	ページ No.

小川原湖地区卸売魚市場
小川原湖漁業協同組合
〒039-2406 青森県上北郡東北町旭北四丁目6-1
 組 合 ☎ (0176) 56-2104(代)
 F A X ☎ (0176) 56-5515
 船ヶ沢分場 ☎ (0175) 62-2890

検印	係印
----	----

品目コード	品名・荷姿	個数	数量	単価	金額	買受人
小	計(税抜き)					
合	計(税抜き)				①	

消費税 ①×%	②
総合計(税込み) ①+②	③
手数料(税抜き) ①×%	④
手数料消費税 ④×%	⑤
計 ④+⑤	⑥

計 ⑦	
-----	--

その他控除 ⑦	差引精算額 ③-⑥-⑦
	⑧

(2) B段階：

・買受人

買受人は入札執行後、落札物件を各社に持ち帰り入荷状況を記録する。この段階において生産者ごとに識別され上場されていた原料を統合することができる。

買受人は、選別や小分けの作業を行う（しじみ作業の都合上、入荷・選別・出荷の日付がそれぞれ異なる場合が少なくない）。この作業において、受け入れた単位と、出荷する単位との対応を記録する必要がある。ほとんどの業者は、現在、独自の作業報告書などの書式に、手書きによって記帳している。後で述べるように、買受人内部のトレーサビリティの記録として、必要に応じて書式を見直し、記録し保管する必要がある。

買受人は、漁協から買受人に対し毎日、出荷案内書をFAXにて受け取る。原紙は後日各社のレターケースに投函される。請求一覧表は10日毎のペースで郵送される。

買受人は、中央卸売市場などの卸売業者や小売業者等に出荷する。このとき、事業者や取引先にもよるが、「送り状」「納品伝票」などの伝票を作成し、出荷品に添付する。その伝票には『小川原湖産大和しじみ』と表示する。また、QRシール番号を記載する。

出荷案内書

買受人No.	買受人名
	殿

出荷年月日	出荷No.	ページNo.

小川原湖地区卸売魚市場
小川原湖漁業協同組合
 〒039-2406
 青森県上北郡東北町旭北四丁目31-602
 組合 ☎ (0176) 56-2104(代)
 FAX ☎ (0176) 56-5515
 船ヶ沢分場 ☎ (0175) 62-2890

品目コード	品名・荷姿	入荷No.	生産者コード	個数	数量	単価	金額
	小計		(税抜き)				
	合計		(税抜き)				①
						消費税 (①× %)	②
						総合計 (① + ②)	③

上記の通り出荷致します。

(3) C段階以降：

買受人以降の業者（中央市場の卸売業者、仲卸業者、小売店）は、このトレーサビリティシステムの参加者ではないが、JAS法の生鮮食品品質表示基準（平成20年改正予定）に沿った産地表示の実施や、産地表示の根拠となる記録保管が望まれる。

6 識別・対応付けと記録のルール

トレーサビリティを実現する為に漁協と買受人は、以下のように識別と対応付けを行い、対応を記録する。

(1) 識別単位の定義

①漁協の段階

識別単位の定義は、生産者1個人の1日の出荷分とする（現状どおり）。

②買受人の段階

以下3つのいずれかの方法でロットを定義する。

- ・全生産者分の統合（1日に入荷した全ての生産者分を区別せず1つのロットとすること）。
- ・複数の生産者分のグループ化（1日に入荷した複数の生産者分を指定してグループ化し、1日の入荷量を複数のロットに分けること）。
- ・個人指定（1日の1生産者分ごとに1つのロットとすること）。

(2) 識別記号のルール

①漁協の段階

- ・現在利用している生産者番号札の番号を識別記号とする。

②買受人の段階

- ・買受人は、選別作業や出荷時に新たなロットが生じたときに、識別記号を付与できるように、社内での識別記号の割り当てルールを定める。この際、識別記号が重複しないようにする。また、漁協の「生産者番号札」には日付が記載されていないので、入荷日を特定できる識別記号とすることが必要である。
- ・漁協は、買受人のロットの定義に応じて、「QRコードシール識別番号」を発行し、買受人に提供する。このQRコードシール識別番号を、買受人が出荷する際の識別記号とする。

【QRコードシール識別番号の内訳】

A3桁	B3桁	C2桁	D2桁	E3桁	F1桁	G1桁
買受人コード	生産者コード	年コード	月コード	連番コード	グループ化コード	日付区分

i) 全生産者分を統合する場合の例

051	000	01	01	099	2	2
買受人番号	統合	年	月	連番コード	するは1 しない2	日付表示するは1 日付表示しない2

ii) 複数の生産者を指定する場合の例

055	000	02	12	101	1	2
買受人番号	グループ化	年	月	連番コード	するは1	日付表示するは1 日付表示しない2

iii) 生産者個人を指定する場合の例

060	269	03	10	134	2	1
買受人番号	生産者番号	年	月	連番コード	しない2	日付表示するは1 日付表示しない2

(3) 分別管理

- ・生産者は、漁協へ1日毎に生産者番号別・規格別・重量別にネットに入れて分別する。
- ・漁協は、水揚日別・生産者別・規格別に上場し入札執行をする（現状どおり）。買受人は、複数のロットが混合しないように、分別管理する。他産地の製品を扱う場合も、時間帯を分けることや別ラインで作業をすることにより、混合を防ぐ。

(4) 一步川上への遡及可能性の確保

- ・漁協は、生産者に対して水揚代金精算書を発行し生産者に提供するとともに、その控えを保管する。（現状どおり）
- ・買受人は、一步川上の情報遡及については、漁協発行の出荷案内書を保管する。

(5) 内部トレーサビリティの確保

- ・漁協は、手書きの市場受託品受入票とハンディターミナルを基に月日、生産者名、商品名、重量、規格、価格、買受人をデータベースに記録し保管する（現状どおり）。
- ・買受人は、内部トレーサビリティを確保する為に、受領記録（出荷案内書：月日、生産者名、重量記載）、内部工程の記録（選別・出荷作業報告書：作業（記録）者名、日時、内部識別記号、原料と仕上り品の重量、QRコードシール番号記載かシール貼付）を記録保管しておく。

(6) 一步川下への追跡可能性の確保

- ・漁協は、出荷案内書の基になったデータを管理する。
- ・買受人は、一步川下への情報追跡については、販売台帳（販売先、月日、重量記載）、送り状（産地表示、『小川原湖産大和しじみ』、QRコードシール貼付）を保管しておき「QRコードシール」の識別番号を控えておく。

(7) 識別記号の添付方法

- ・漁協は、生産者番号札とQRコードシールで管理する。

- ・買受人は、統合小分け後の製品に対して識別記号を付与する方法を決めておく（押印・ラベル・タグ等で目視できること）。出荷の製品に対しては「QRコードシール」の識別番号を用いる（控え伝票にシール貼付等の方法）。

(8) 情報の伝達媒体

買受人から販売先や消費者への情報伝達の媒体は、漁協発行の QR コードシールとする。

(9) 手順の確立

以上で定められた方法や様式に従い実現する為の手順を定める。

(10) 記録

各々が、しじみの移動を記録するルールの概要は以下の通りとする。

①漁協

- ・水揚代金精算書（生産者向け）、出荷案内書（買受人向け）記録保管。
- ・月別の上場人数と重量の記録保管。

②買受人

- ・出荷案内書の記録保管。
- ・選別・出荷作業報告書の記録保管。
- ・販売台帳、送り状の記録保管。

記録項目・書式・方法等については『小川原湖産大和しじみトレーサビリティシステム』基本構想書に沿った買受人の業務手順説明書」をもとに協議のうえ、各買受人が手順を定め、平成 20 年度に本格スタートさせる。

(11) QRコードシールの活用

以下は、各段階のシールと製品の流れ（■はQRコードシール）

	ものの流れ	業務の手順
生産者	35 kg	
漁協	各人毎入札	①水揚代金精算書、出荷案内書のデータベース化 ③■シール発行
買受人	落札人数分の統合 選別作業・荷姿の変化	②漁協へシール発行依頼 ④QRコードシールの発送枚数と番号の控え管理 ⑤■注文別に現品と共に箱へ入れ出荷
市場 (仲卸)	一部荷姿変化 一部スルー	⑥■注文別に現品と共に箱へ入れ出荷
小売	コンシューマー パック	⑦■コンシューマーパックに貼付

i) 漁協

- ・シール発行に際しては、買受人の買付数量等を照合した上で要請により必要枚数を発行する。

ii) 買受人

- ・トレーサビリティシステムに参加する業者は対象となる商品にシールを添（同梱）する。
- ・シール発行を依頼する際に、「漁協担当者」へ流通経路を明示する（最低一歩川下まで）。
（漁協担当者は、マニュアルに則って使用し、秘密は、完全に保持され役員会等での開示請求も拒否する）
- ・シールは有償とし業者負担とする。
- ・販売台帳等の保管については、税務会計関連は法令年月としその他は買受人の自主性に委ねるが、消費者が食べることが想定される時期から概ね1年間程度は保管することが望ましい。

7 データベースの利用

買受人以降（川下）の業者や消費者は「小川原湖産大和しじみデータベース」にアクセスすることにより、販売されている原料のデータ（産地・生産者・買受人）の閲覧が可能となる。消費者は、QRコードを読み込み、データベースにアクセスすることで容易に原料情報を入手できる。

(1) 原料の情報提供

買受人が落札した情報をもとに、漁協のデータベースを検索すると、以下の製品情報が開示される。この情報は、買受人から消費者まで提供される。

- ・原料を構成する生産者名（当日上場した全ての生産者が対象）
- ・生産者ごとの重量（1操業者最大 35 k g /日）
- ・買受人社名
- ・入札（落札）日（公開するか否かは買受人の任意）

(2) 原料上場の情報提供

- ・月別の上場情報は、上場人数と総重量をホームページ上に公開する。

(3) 買受人のデータベース利用

- ・ほとんどの買受人は、手書き書類として保管している。それを統一的なデータベースに登録しようとする、新たな事務作業が発生する。漁協としても今後共データベースに取り込む予定はない。
- ・買受人は、シール発行の際は「一步川下まで」を漁協に申し出る。

8 システムの検証方法

「(仮) 小川原湖産大和しじみトレーサビリティ協議会」を設立しその委員がシステムの検証を行う。いつ、だれが、何を、どのように行うかの詳細については、20年度に協議会を立ち上げ後、正式決定する。

買受人に対しては「年4回程度の立入調査」を行う。この立入調査において確認すべき事項は以下の通りである。

(1) 作業が定められた手順に従って行われていたかどうかの確認

- i) 販売台帳（入出荷記録）、作業報告書等の書式を整備し、記録しているか。
- ii) 「QRコードシール」の発行枚数と番号を記入しているか。

(2) 大和しじみとその情報を遡及・追跡することが可能かどうかの確認

- i) 出荷案内書・作業報告書・販売台帳等の帳票が関連付けされているか。
- ii) 在庫と記録は照合できるか。

(3) 作業前後における食品の重量や数量を照合し、異常な増減がないかどうかの確認

- i) 一定期間における漁協からの入荷総数と「一步川下」の取引先への発送数（kg）の総合計が整合しているか。
- ii) ラベル発行枚数と出荷枚数との照合（ $kg \div 150g + \alpha$ ）ができているか。

なお、「入目分」（生産者が出荷する実際の重量と定貫重量との差。水切りによるしじみ重量の減少や、計量機の誤差を考慮して設定している）が5%程度と組合の規定で決まっており、実際の入荷重量と伝票上の入荷重量とが厳密には一致しないので、調査時に勘案する。

9 費用と効果の見通し

(1-1) 漁協が負担する費用（イニシャルコスト）

- ・小川原湖大和しじみデータベース構築費 約240万円
- ・情報公開ホームページ（含 携帯電話サイト） 約60万円
- ・初年度シール代（12月～3月まで） 約30万円
- ・データベース管理・シール発行、人件費と事務用品費（ここでは試算しない）

(1-2) 漁協が負担する費用（ランニングコスト）

- ・ドメイン更新費用 5,000円/年
- ・レンタルサーバー代 約12万円/年
- ・データベース保守料金 約12万円/年
- ・買受人帳票管理態勢の検査及び報告書作成 約3万円/業者
- ・ホームページ更新等費用 約10万円/年
- ・販売促進費用（POP作成費他） 約10万円/年
- ・販売促進費用（現地調査旅費等）（ここでは試算しない）
- ・データベース管理・シール発行、人件費と事務用品費（ここでは試算しない）

(2) 買受人が負担する費用

- ・シール代（平成20年4月以降） 1円/枚
- ・販売促進費用（ここでは試算しない）
- ・帳票記録・保存費用（ここでは試算しない）

(3) 費用と効果のバランスの見通し

i) 漁協

(1-2)に示した費用支出のほとんどは、漁協の事業費から捻出できる見通しである。本基本構想実現のための生産者に対する新たな支出要請は、必要ない見通しである。

一方、表示に対する信頼性の向上を含め「3 期待される効果」で述べたことを十分に実現するには、多くの買受人の参加が必要である。今後、基本構想にもとづく参加買受人の取組みを広くアピールすることにより、多くの買受人の参加が得られれば、費用を上回る効果を達成できると考える。

ii) 買受人

QRコードシール（1円/枚）は、20年4月以降有償である。QRコードシールについて消費者に知ってもらうために、店頭販売用POP作成を漁協が作成している（20年3月現在、版下検討中）が、印刷費等の実費は買受人が負担する。

平成20年3月現在、中国産しじみの輸入減少により、国内のしじみの価格が上昇している。従って、消費者や小売業者からの正しい産地表示への期待は、これまで以

上に高まっている。この基本構想にもとづくトレーサビリティシステムに参加することにより、他産地や他社と比較した表示の信頼性の高さをアピールし、価格の維持や、取引関係の維持・拡大を図ることが期待される。

10 システムの実施と見直し

「小川原湖産大和しじみトレーサビリティシステム」の実施と見直しについて、平成20年度以降は、以下の内容で行う予定である。

(1) 協議会の設立

「(仮) 小川原湖産大和しじみトレーサビリティ協議会」を設立する。

(2) 協議会の役割

協議会の主な指導内容は、データベースの管理、システムの検証、シールの発行をしている漁協に対しての指導が大きな役割となる。各段階に対して指導する事項は以下のようになる。

i) 生産者への指導

- ・誓約書（提出済）の内容指導。法令遵守（行使規則、第1種蜆漁法の厳守）

ii) 漁協への指導

- ・データベースの維持管理に対する指導をする。
- ・生産者・買受人に対する啓蒙や広報活動の指導をする。
- ・システムに対する問合せの対応を指導する。

iii) 買受人への指導

- ・誓約書（提出済）の内容指導（QRコードシールの管理徹底）をする。
- ・帳票管理の記録・伝達に関する指導をする。
- ・「一歩川下」以降に関する広報活動の指導をする。
- ・システムの見直しに関する対応について指導する。

(3) 情報システムの見直し（追加）

現在、QRコード発行システムと既存の基幹システムが2本立ちしている。相互連携がなされていない為、出荷伝票に記載される情報（日付、生産者名、重量）「競り結果登録」を手入力で作業をしている。平成20年度には解消する予定である。

「小川原湖産大和しじみトレーサビリティシステム」

基本構想書に沿った

買受人の業務手順説明書

初版

平成 20 年 3 月

小川原湖漁業協同組合

小川原湖産大和しじみトレーサビリティシステム検討委員会

「小川原湖産大和しじみトレーサビリティシステム」
基本構想書に沿った
買受人の業務手順説明書

目次

1. この手順説明書の目的と適用範囲	
1-1 手順説明書の目的	1
1-2 適用対象となる事業者	1
1-3 適用対象となる範囲	1
1-4 手順説明書における用語の解説	2
2. 業務手順の要件と説明	
2-1 原料受入と保管	2
2-2 選別・統合業務とその記録	3
2-3 小分け・出荷業務とその記録	5
2-4 記録の保存と開示	7
2-5 手順書の作成	7
3. 問合せに対する対応	
3-1 クレーム発生時の情報伝達	8

1 この手順説明書の目的と適用範囲

1-1 この手順説明書の目的

この手順説明書の目的は「小川原湖産大和しじみトレーサビリティシステム」に参加する買受人が、識別・記録業務において、満たさなければならない要件と、その要件を満たすためのアドバイスを示すことである。

買受人は、この手順説明書が示す要件を満たすよう、既存の業務の見直しや改善を図ることができる。又、業務内容の検査・指導を行う機関は、この手順説明書を根拠に買受人に対する公平な検査・指導を行うことができる。

1-2 適用対象となる事業者

手順書の適用対象となるのは、小川原湖産大和しじみトレーサビリティシステムに参加する買受人とし、青森県内外は問わない。

1-3 適用対象となる範囲

生産者から消費者へ至る流通経路のうち、対象とするのは、小川原湖産しじみを、買受人が受け入れてから出荷までとする。

なお、「小川原湖産大和しじみトレーサビリティシステム」に参加する事業者は、小川原湖産しじみだけでなく、取り扱う全てのしじみについて、トレーサビリティを確保することが望まれる。したがって、この手順説明書のうち、「小川原湖産しじみ QR コード付ラベルシール」に関わる箇所以外は、買受人が扱うしじみ全体を対象とすることが望ましい。

1-4 手順説明書における用語の解説

このルール集の用語の定義を、以下のように定める。尚、食品のトレーサビリティに関する用語は「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」の定義に準ずる。

用語	内容
選別	主に、小石や空貝の除去作業や、規格別に選り分ける作業。生産者が船上で行うものと買受人が落札後行うものがある
統合	複数の識別単位を1つの識別単位にまとめること。例えば、複数の生産者の原料を合せ新しいひとつのロットにすること。
買受人	しじみ買受人業者。平成20年1月現在、23社。漁協と売買基本契約書を締結している業者。
小川原湖産しじみ QR コード付ラベルシール（略称：QR シール）	小川原湖産しじみの履歴情報開示を目的として、小川原湖漁協が発行する QR コード付ラベルシール。公開される情報は、そのロットを構成する生産者名・漁獲数量・買受人社名である。
（買受人の）内部識別記号	買受人が自社内でしじみを識別し記録するために定めた識別記号のこと。
QR シール番号	QR シールの識別記号（シールに印字されている15桁の数字）

2 業務手順の要件と説明

2-1 原料受入と保管

【要件】

- ・原料保管（冷蔵庫）の際は、識別記号を付すこと。
- ・漁協発行の出荷案内書と現品を照合できるようにしておくこと。
- ・出荷案内書は、保管すること。
- ・内部識別記号や QR シールの識別番号と現品の照合ができるようにしておくこと。

原料受入の際は、出荷案内書と照合し内部識別記号を付した状態で保管する。受入時に出荷案内書と現物が一致していることを確認する。若し一致していない場合は、漁協市場に連絡をして是正を求める。

漁協市場に上場されたネットの中にある生産者番号札（基本構想書の図1）の記号（生産番号、サイズ、重量）に入札日を加え、自社内での識別記号として利用することができる。

その識別単位ごと（例えば、生産者個人ごと、落札日ごと）に、分別して保管すること（例えば識別単位ごとにパレットに載せる、山積保管する、など）。その際、誰でもが目視にて確認できるよう内部識別記号（ネットの中にある生産者番号札を用いる場合は、月日の札）等を用いる。又、統合前の製品は、生産者個

人が判るようにしておくこと。

漁協市場内で、生産者番号札を取り除き統合した場合は、識別単位ごとに記号（入荷日・通し番号等）を書いた札などを貼り付けなどし、識別記号を付与し保管する。

保管する製品の識別記号は、社内で統一し重複してはいけない。漁協発行のQRシールの識別番号を用いても良い。

2-2 選別・統合業務とその記録

【要件】

- ・選別仕上り品に識別記号を付与し保管すること。
- ・選別・統合の作業後は、原料の識別記号と仕上り品の識別記号の対応付けを、あらかじめ定めた書式（例えば選別作業報告書）に記録し保管すること。
- ・その書式には、作業責任者、記録者、作業日時、入荷（競）日、原料の識別記号、仕上り品の識別記号、重量、QRシール番号を記入すること。
- ・仕上り品同士を統合する場合は、統合される前の識別記号と、統合された後の識別記号とを関連付けて記録すること。

(1) 仕上り品の識別記号

選別仕上り品にも識別記号を付与し保管する。例えば、パレットに載せて山積にし内部識別記号を貼り付ける。この場合、作業員以外の社員でも目視で確認できるようにする。

(2) 選別作業報告書

選別作業報告書には、どの原料を用いてどの選別仕上り品をつくったか、記録する。1回の作業を単位として、用いた原料の識別記号、選別仕上り品の識別記号と重量、作業日時、作業と記録の責任者を記入する。又、廃棄対象も計量記録する。

(3) 作業報告書の例

作業報告書のサンプルを次に示すが、あくまでもサンプルであり、各事業者において上記の要件を満たせば独自のもので構わないし、現状使用の伝票に手書き等での追記でも良い。

選別作業報告書

	作業者：小川原 湖太郎 記録者：小川原 湖次郎	
作業日：	20 年 3 月 1 日 8 時 30 分～ 11 時 30 分	
入札日：	2 月 29 日	
Ⓐ: 統合 B: グループ化 C: 個人指定		
原料	※入荷件数が多い場合は「出荷案内書」のコピーを貼付してもよい。	
	記入例 (規格＝生産者番号-重量)	
	L＝216-14k、189-2k、277-35k、251-34k、49-29k	小計 L＝114k
	2L＝80-9k	小計 2L＝9k
	3L＝227-6k、273-4k	小計 3L＝10k
		合計：140k
仕上がり品	社内識別記号：A-20, 2, 29	
	記入例：(規格＝重量 A(統合) 一年一月一日規格)	
	L＝120k A-20, 2, 29、L	
	2L＝10k " 2L	
	3L＝10k " 3L	
	合計：140kg	
廃棄 0 kg 《備考》		

注) A: 統合⇒1 日に入荷した全ての生産者分を区別せず 1 つのロットにすること。

B: グループ化⇒1 日に入荷した複数の生産者分を指定してグループ化し、1 日の入荷量を複数のロットに分けること。

C: 個人指定⇒個人指定 (1 日の 1 生産者分毎に 1 つのロットにすること)。

・入荷品 (原料) は、出荷案内書と対応付けられている。

・統合後 (仕上がり品) は、社内識別記号で管理し、末尾にサイズを記入し在庫管理を行う。

2-3 小分け・出荷業務とその記録

【要件】

- ・原料や選別仕上り品を販売する時は、現物の箱に QR コードシールの識別番号（15桁）を記入するか、シールを箱に貼付すること。
- ・出荷作業及び出荷に伴う小分け作業の後で、あらかじめ定めた書式（例えば出荷作業報告書）に QR シール番号と出荷先との対応を記録すること。
- ・その書式には、作業責任者、記録者、作業日時、QR シール番号、選別仕上り品（または原料）の識別記号、出荷先、重量を記入すること。
- ・送り状の控えを保管すること。そこには、産地（小川原湖産）を記載すること。

(1) 小分け作業

選別・統合作業後の仕上り品を発送する場合に小分け作業が発生する場合があります。作業内容は、出荷作業報告書を記録し保管する。

(2) 出荷作業

発送作業の内容は、出荷作業報告書に記録保管する。

送り状の控えを保管する。なお送り状には産地名（小川原湖産）を記載する。

出荷作業報告書

※送り状の控えには必ず「小川原湖産（大和しじみ）」と記入して下さい。

	作業者：小川原 湖太郎				
	記録者：小川原 湖次郎				
作業日： 20年 3月 1日 13時 00分～ 15時 00分					
QR シール番号：15桁					
選別仕上がり品	L=3k A-20, 2, 29, L 60k				
	L=5k " 60k				
	2L=5k A-20, 2, 29, 2L 10k				
	3L=2k A-20, 2, 29, 3L 10k				
	合計 140kg				
出荷品	出荷先	サイズ	$\text{kg} \times \text{袋}$	QR シール枚数	備考
	G 商店（築地）	L	3 × 15	320	
	"	2L	5 × 2	75	
	"	3L	2 × 5	75	
	S 水産（札幌）	L	3 × 5	110	
	"	L	5 × 12	420	
			合計：140kg	合計：1,000枚	
	在庫：	0 kg		QR シール貼付位置：	
	廃棄：	0 kg			
備考：					

注) 仕上り品の小分け発生（注文毎）までは社内識別記号で管理し、出荷品からはQRコードシールで識別する。

シール番号を記入する代わりに、シール（現物）を1枚貼付することができる。

2-4 記録の保存と開示

【要件】

- ・以下の書類を保管し、遡及・追跡のために参照可能とすること。
仕入れに関する記録：出荷案内書（漁協発行）、請求書。
選別・統合に関する記録：選別作業報告書。
出荷（販売）に関する記録：出荷作業報告書、販売台帳、送り状控え。
- ・漁協等管理機関の検査の際は、指示のあった書類を全て開示すること。
- ・報告書は、別ファイルで保管するなど、問合せ要求があった場合は迅速に対応できるようにすること。

保存年限は、税務会計に属するものは定められた年限とする。その他は、流通形態の観点から、事業者の独自性に委ねるが、消費者が食べることが想定される時期から概ね1年間程度は保管することが望ましい。

2-5 手順書の作成

【要件】

- ・手順書を作成すること。

各自業者は、トレーサビリティシステムに関わる日々の業務の手順書を作成しておく必要がある。手順書には「いつ、どこで、だれが、どのような作業」を行うかが明記されルール付けされている必要がある。

特に、作業報告書の記入・保管（時系列）、仕入れ・販売台帳の記録保管管理を徹底しなければならない。

3 問合せに対する対応

3-1 クレーム発生時の情報伝達

しじみの生産段階が原因と考えられるクレームが発生した場合は、以下の雛形に沿ってクレーム内容を記述する。

クレーム内容 報告書	年	月	日	時	分	～	時	分
受信者氏名：								
責任者氏名：							時	分
漁協受付担当者：							時	分
識別番号 (QR シールに付いている 15桁番号)：								
連絡者の情報								
1：お名前 (法人・個人)：								
2：お買い求め (仕入) 頂いた店名 (県・市町村)：								
3：電話番号 (FAX)：								
4：クレーム内容 (なるべく詳しく)								

上記を記入した上で漁協担当者へFAXにて送信する。

- i) 受信した年月日と開始から終了までの時間を記入。
- ii) 識別番号 (QR シール番号 15桁) を聞き記入する。
- iii) 連絡者の情報を聞き取り記入する。
- iv) 受信者は氏名を記入後、責任者と漁協担当者へ連絡する。

業 務 実 施 の 概 要

「小川原湖産大和しじみトレーサビリティシステム」導入事業は、以下の2つの事業により構成されている。

- 1：ハード機器導入事業（青森県補助事業、補助率 1/3）
- 2：基本構想書作成事業（社団法人食品需給研究センター委託事業、補助率 定額）

本来、基本構想書作成事業を行いその後、ハード機器導入を行うべきであるが、6月に行われた組合総会での決定事項や前年度より青森県へ導入の働きかけを行っていた経緯もあり同時進行の形を取る事となった。

事業採択が、ほぼ同時期（8月）であり本格的な開始は9月となった。又、生産者からの強い要望もあり年内の開始を目標に掲げスタートした。

しかし、事業を並行して進める事となった為、平成19年度は「試用期間」と定め本格稼働は平成20年4月と位置づけた。

食品のトレーサビリティシステムを構築する上では、フードチェーンを構成する複数の事業者が参加することが必要であるが、事業者にとっては自主的な取り組み例もあり強制すべきでない点も説明し漁協と買受人との間で協議・合意の上で遂行された。

事業実施カレンダー

8月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
ハード		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
HP																																
開発																																
需給C																																
組合理事会にて報告・検討会の委員選任																																

9月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
ハード		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
HP																																
開発																																
需給C																																
9/12セミナー、9/13検討委員会																																
MSC・説明アミタ株																																

10月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
ハード		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
HP																																
開発																																
需給C																																
買受人訪問事業説明																																
首都圏																																
現地調査Ftssi講演会																																
買受人説明会																																
蛭部会長説明会																																

11月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
ハード		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
HP																																
開発																																
需給C																																
生産者・買受人意見交換会																																
導入前職員勉強会																																

12月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
ハード		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
HP																																
開発																																
需給C																																
運用開始																																
運用開始																																
運用開始																																
第2回検討会																																
生産者・買受人記録伝達																																
方法打合せ																																

1月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
ハード		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
HP																																
開発																																
需給C																																
近郊店舗実態調査																																
買受人シール発行条件説明会																																

2月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
ハード		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
HP																															
開発																															
需給C																															
第3回検討会																															

3月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
ハード		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
HP																																	
開発																																	
需給C																																	
事務局会議(合意の構想書、印刷製本。報告書作成提出。)																																	

参考文献

- 1 : 大分しいたけトレーサビリティシステム策定委託事業 受託業務報告書
平成 16 年 12 月 社団法人 食品需給研究センター
- 2 : 食品トレーサビリティシステム導入の手引き (食品トレーサビリティガイドライン)
平成 19 年 3 月改訂 「食品トレーサビリティ導入の手引き」改訂委員会

平成 19 年度農林水産省補助「ユビキタス食の安全・安心システム開発事業」

事業者間組織によるトレーサビリティシステム基本構想書作成プロジェクト

小川原湖産大和じじみトレーサビリティシステム基本構想書

委託先 (補助事業実施主体) : 社団法人 食品需給研究センター

受託先 : 小川原湖漁業協同組合 <http://www.jf-ogawarako.com>

〒039-2406 青森県上北郡東北町旭北四丁目3番662

Tel (0176) 56-2104 Fax (0176) 56-5515 mail: info@jf-ogawarako.com

担当者: 鶴ヶ崎 昭彦

編集: 有限会社 ページワン <http://www.pageone.ne.jp>

印刷: 川口印刷工業株
